とくしま消費者見守りネットワーク設置要綱

（設置）

第１条　高齢者・障がい者等の消費者被害防止を図るため、市町村等が行う見守りネットワークの活動に対し、積極的に協力・支援することを目的とした「とくしま消費者見守りネットワーク」（以下「消費者見守りネット」という。）を設置する。

（構成機関）

第２条　消費者見守りネットを構成する機関（以下「構成機関」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

２　構成機関には、消費者見守りネットの目的に賛同する機関や団体等を加えることができる。

（消費者安全確保地域協議会）

第３条　消費者見守りネットは、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第１１条の３第１項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

（活動内容）

第４条　消費者見守りネットは、次の各号に掲げる活動を行う。

①　消費者被害の現状や対策等に関する情報の収集及び分析

②　市町村等での見守りネットワークの活動に対する支援

③　構成機関が行う消費者教育や啓発活動への支援

④　その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

（座長）

第５条　消費者見守りネットに座長を置く。

２　座長は、徳島県生活環境部交通・生活安全担当部長とする。

（定例会議等）

第６条　消費者見守りネットの定例会議を毎年１回開催する。

２　消費者被害の拡大防止又は未然防止など、必要がある場合には、臨時会議を開催することができる。

３　会議は座長が招集する。

（事務局）

第７条　消費者見守りネットの事務局は、徳島県生活環境部消費者政策課におく。

（秘密保持義務）
第８条　消費者見守りネットの構成機関、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（実施細目）
第９条　この要綱に定めるもののほか、消費者見守りネットの運営その他の必要な事項は、座長が別に定める。

附則
この要綱は、平成２９年１２月２０日から施行する
附則
この要綱は、令和元年１１月６日から施行する
附則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する
附則
この要綱は、令和３年１月２９日から施行する
附則
この要綱は、令和６年１月２６日から施行する
附則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する
附則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する
附則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する
附則
この要綱は、令和８年３月１３日から施行する

別表

とくしま消費者見守りネットワーク構成機関

		団体名
県民	1	公益財団法人徳島県老人クラブ連合会
地域	2	公益社団法人徳島県防犯協会
	3	特定非営利活動法人徳島県消費者協会
	4	徳島県消費者団体連絡会
	5	徳島県生活協同組合連合会
	6	生活協同組合とくしま生協
	7	公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター
防災	8	徳島県自主防災組織連絡会
医療	9	一般社団法人徳島県医師会
福祉	10	公益社団法人徳島県看護協会
	11	一般社団法人徳島県介護支援専門員協会
	12	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
	13	徳島県民生委員児童委員協議会
	14	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会
	15	社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会
	16	徳島県精神障害者家族会連合会
	17	徳島健康生活協同組合
金融	18	株式会社阿波銀行
	19	株式会社徳島大正銀行
	20	徳島県信用農業協同組合連合会
	21	徳島県信用金庫協会
	22	日本郵便株式会社徳島県内の郵便局
	23	日本証券業協会（証券投資推進委員　徳島県担当）
運輸	24	一般社団法人徳島県トラック協会
流通	25	ヤマト運輸株式会社徳島主管支店
	26	株式会社セブン - イレブン・ジャパン
	27	株式会社ファミリーマート
	28	株式会社ローソン
	29	株式会社とくし丸
報道	30	四国放送株式会社
	31	一般社団法人徳島新聞社
	32	日本放送協会徳島放送局
司法	33	徳島弁護士会
	34	徳島県司法書士会
	35	日本司法支援センター徳島地方事務所（法テラス徳島）
警察	36	徳島県警察本部
教育	37	徳島県教育委員会
	38	徳島県高等学校ＰＴＡ連合会
	39	徳島県ＰＴＡ連合会
	40	徳島市・名東郡ＰＴＡ連合会
行政	41	徳島県市長会
	42	徳島県町村会
	43	四国財務局徳島財務事務所
	44	徳島県生活環境部　（座長）